

「生活福祉資金」及び「臨時特例つなぎ資金」長崎県貸付条件等一覧表 令和5年4月1日改訂

【生活福祉資金】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の延滞利子を徴収する。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯	
1 総合支援資金 — 詳細チラシ	(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (貸付期間) 原則3ヶ月とし最大12ヶ月(延長は3ヶ月ごと3回)まで	2人以上世帯 月額200,000円以内 単身世帯 月額150,000円以内	原則として連帯保証人1名必要 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	最終貸付の日から 6ヶ月以内	10年以内	生活困窮者
	(2) 住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 ● 敷金、礼金等 ● 入居に際して当初の支払を要する賃料、公益費、管理費 ● 不動産仲介手数料 ● 火災保険料 ● 入居保証料	400,000円以内				
	(3) 一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賅うことが困難である費用 ● 失業等による場合に、新たに就業するための必要な支度費、技能習得費等 ● 現に居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等 ● 住居確保給付金を併せて申請している場合に、家具什器費等 ● 公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気・ガス・水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費 ● 過大な負債を負っている場合に、債務整理するために必要な経費 (なお、債務整理のための借り換え資金及び裁判所への予納金は除く。また、債務整理のための弁護士等費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先する。)	600,000円以内				

「生活福祉資金」及び「臨時特例つなぎ資金」長崎県貸付条件等一覧表 令和5年4月1日改訂

【生活福祉資金】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の延滞利子を徴収する。

資金の種類		内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利子	据置期間	償還期間	対象世帯				
2 福祉資金	(1) 福祉費	① 生業費	4,600,000円以内	原則として連帯保証人1名必要 連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% 【例外】 左記②、⑩は生計中心者（世帯主）が連帯借受人となる場合、連帯保証人をたてなくとも無利子	6か月以内	10年以内	低	障	高		
			期間6ヶ月程度 1,300,000円以内		6か月以内	8年以内	低	障	-		
		② 技能習得費	期間1年程度 2,200,000円以内		6か月以内	10年以内					
			期間2年程度 4,000,000円以内			12年以内					
		③ 住宅整備費	原則2,500,000円以内		原則無し	原則7年以内	低	障	高		
		④ 福祉用具購入費	1,700,000円以内		原則無し	8年以内	-	障	高		
		⑤ 障害者自動車購入費	2,500,000円以内		原則無し	8年以内	-	障	-		
		⑥ 療養費	期間1年以下 1,700,000円以内		6ヶ月以内	8年以内	低	-	高		
			期間1年超 1年6ヶ月以内 2,300,000円以内			8年以内					
		⑦ 介護等費	期間1年以下 1,700,000円以内		6ヶ月以内	8年以内	-	障	高		
			期間1年超 1年6ヶ月以内 2,300,000円以内			8年以内					
		⑧ 災害臨時費	原則1,500,000円以内		6か月以内	原則7年以内	低	障	高		
		⑨ 冠婚葬祭費	500,000円以内		原則無し	3年以内	低	障	高		
	⑩ 住居移転等費	500,000円以内	原則無し	3年以内	低	障	高				
⑪ 技能習得等支度費	500,000円以内	6か月以内	3年以内	低	障	高					
⑫ その他日常一時必要費	500,000円以内	原則無し	3年以内	低	障	高					
(2) 緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	連帯保証人不要 無利子	2ヶ月以内	1年以内	低	障	高			
3 教育支援資金	(1) 教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額35,000円以内	原則として連帯保証人1名必要 連帯保証人をたてなくとも無利子	卒業後 6ヶ月以内	10年以内 または 15年以内 または 20年以内			低所得		
			高等専門学校 月額60,000円以内								
			短期大学 月額60,000円以内								
			大学 月額65,000円以内								
	(2) 就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費	500,000円以内								

* 福祉資金福祉費の内、上記③、⑧の貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には5,800,000円とし、償還期間は15年以内とする。

* 福祉資金福祉費の内、上記③、④、⑤、⑨、⑩、⑫については、消費資金として原則据置無しとする。ただし必要と認められる場合は6か月以内の据置を認める。

* 福祉資金福祉費の対象世帯欄の略語は次の通り。低：低所得世帯、障：障害者世帯、高：高齢者世帯。

* 教育支援資金は、同一就学者の借入総額(生活福祉資金の他の借り入れ、他制度奨学金等を含む)に応じて償還期限を設定できる(総額270万円超：20年以内、総額180万円超：15年以内、左記以外：10年以内)。

「生活福祉資金」及び「臨時特例つなぎ資金」長崎県貸付条件等一覧表 令和5年4月1日改訂

【生活福祉資金】

(注) 債務者が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の延滞利息を徴収する。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利率	据置期間	償還期間	対象世帯	
4 不動産担保型 生活資金	(1) 不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその 住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に 対し、当該不動産を担保として生活費を貸付け る資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から 連帯保証人を選任 年3% 又は 長期プライムレート のいずれか低い方	契約の 終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	高齢者
	(2) 要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその 住居所有し、又は住み続けることを希望する要 保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保と して生活費を貸付ける資金 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割 (集合住宅は5割) 月額＝生活扶助費×1.5 －収入充当額	年3% 又は 長期プライムレート のいずれか低い方			高齢者 かつ 生活保護

【臨時特例つなぎ資金】

(注) 臨時特例つなぎ資金は、延滞利息は徴収しない。

資金の種類	内容	貸付限度額	連帯保証人 貸付利率	償還期間	対象世帯
1 臨時特例つなぎ資金	離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制 度を申請している住居のない離職者に対して、 当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当 面の生活費 (対象要件) 住居のない離職者で次のいずれにも該当する者 (1) 離職者を支援する公的給付制度又は公的 貸付制度の申請を受理されている者であ り、かつ当該給付等開始までの生活に困 窮していること (2) 借入申込者名義の金融機関の口座を有し ていること	100,000円以内	連帯保証人不要 無利率	公的給付金又は公的貸付金 の交付を受けたときから1ヶ 月以内 却下されたときは、却下の ときから1ヶ月以内 これによりがたい場合に は、1年の期間内で月賦償還 (据置期間) なし	住居のない 離職者